

令和3年度 介護事業者指導監査結果報告書

令和4年4月
墨田区福祉保健部
厚生課指導監査担当

1 介護事業者に対する指導監査とは

(1) 目的

介護事業者に対する指導及び監査は、介護保険法第23条に基づき、介護サービスの内容及び介護の給付請求に関し、法令、運営基準、介護報酬の算定基準等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とします。

(2) 指導の形態

介護事業者への指導は、目的、実施方法等により、次のように分類されます。

ア 集団指導

指導の対象となる介護事業者を、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

イ 実地指導

指導の対象となる介護事業者の事業所において行います。

2 令和3年度の指導実施状況

(1) 集団指導

以下のとおり、集団指導を実施しました。

実施日	サービス種別	実施方法
2月28日	居宅介護支援	オンライン開催

(2) 実地指導

55事業所に対して実施指導を実施しました。

ア サービス種別ごとの内訳

サービス種別	実施件数 (a)	指摘のあった 事業所数(b)	延べ 指摘件数	文書指摘率 (b/a)
訪問介護	9	3	4	33.3%
通所介護	4	2	6	50%
短期入所生活介護	3	1	1	33.3%

短期入所療養介護	3	1	1	33.3%
福祉用具貸与	1	0	0	0%
特定福祉用具販売	1	0	0	0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	100%
地域密着型通所介護	5	4	13	80%
認知症対応型通所介護	3	3	9	100%
小規模多機能型居宅介護	2	2	7	100%
認知症対応型共同生活介護	2	2	5	100%
居宅介護支援	16	6	27	37.5%
介護老人福祉施設	2	0	0	0%
介護老人保健施設	3	3	4	100%

イ 主な文書指摘の内容

サービス種別	主な指摘事項
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。 ・訪問介護計画を作成すること。 ・運営規程の概要、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ・緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間等を記録すること。
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・提供した指定通所介護の具体的な内容等を記録すること。 ・利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画を作成すること。 ・通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。 ・利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 ・入浴介助加算（1）の算定要件を満たすこと。

短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の提示する被保険者証にて受給資格等を確認すること。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制を定めること。
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況等の把握を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成すること。 ・提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定地域密着型通所介護計画を作成すること。 ・サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、利用者又は家族に説明を行うこと。 ・運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ・苦情を処理するために講ずる措置の概要を事業所に掲示すること。 ・定期的に避難、救出等の訓練を行うこと。 ・おおむね6月に一回以上、運営推進会議を開催すること。 ・個別機能訓練加算の算定要件を満たすこと。
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型通所介護の提供時間数に応じた生活相談員を配置すること。 ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定認知症対応型通所介護計画を作成すること。 ・サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、利用者又は家族に説明を行うこと。 ・従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう措置を講じること。
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握した結果を記録すること。 ・看護職員配置加算の要件を満たしていない。 ・居宅サービス計画原案の内容について、文書により利用者の同意を得ること。 ・小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。 ・従業者の勤務の体制を定めること。 ・個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。 ・生活機能向上連携加算の算定要件を満たすこと。
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当

	<p>該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の被保険者証に入退居の年月日及び共同生活住居の名称を記載すること。 ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者の同意を得ること。 ・従業者の勤務の体制を定めること。 ・生活機能向上連携加算の算定要件を満たすこと。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等について、文書を交付して説明を行い、それを理解したことについて、利用申込者から署名を得ること。 ・居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。 ・月に1回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、居宅サービス計画の実施状況を把握した上で、結果を記録すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。 ・毎年度2回、特定事業所集中減算に係る必要書類を作成し、当該減算の要件に該当した場合は、減算を適用すること。 ・運営基準減算として、所定単位数の100分の50（2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。）に相当する単位数を算定すること。 ・運営基準減算に該当する場合は、初回加算を算定しないこと。 ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 ・運営基準減算に該当する場合は、特定事業所加算を算定しないこと。 ・退院・退所加算（1）口についてカンファレンスの要件を満たすこと。
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者であった者が、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう措置を講じること。 ・施設サービス計画の原案について、文書により当該入所者の同意を得ること。 ・入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該者の被保険者証に記載すること。

(3) 監査

監査の実施はありませんでした。